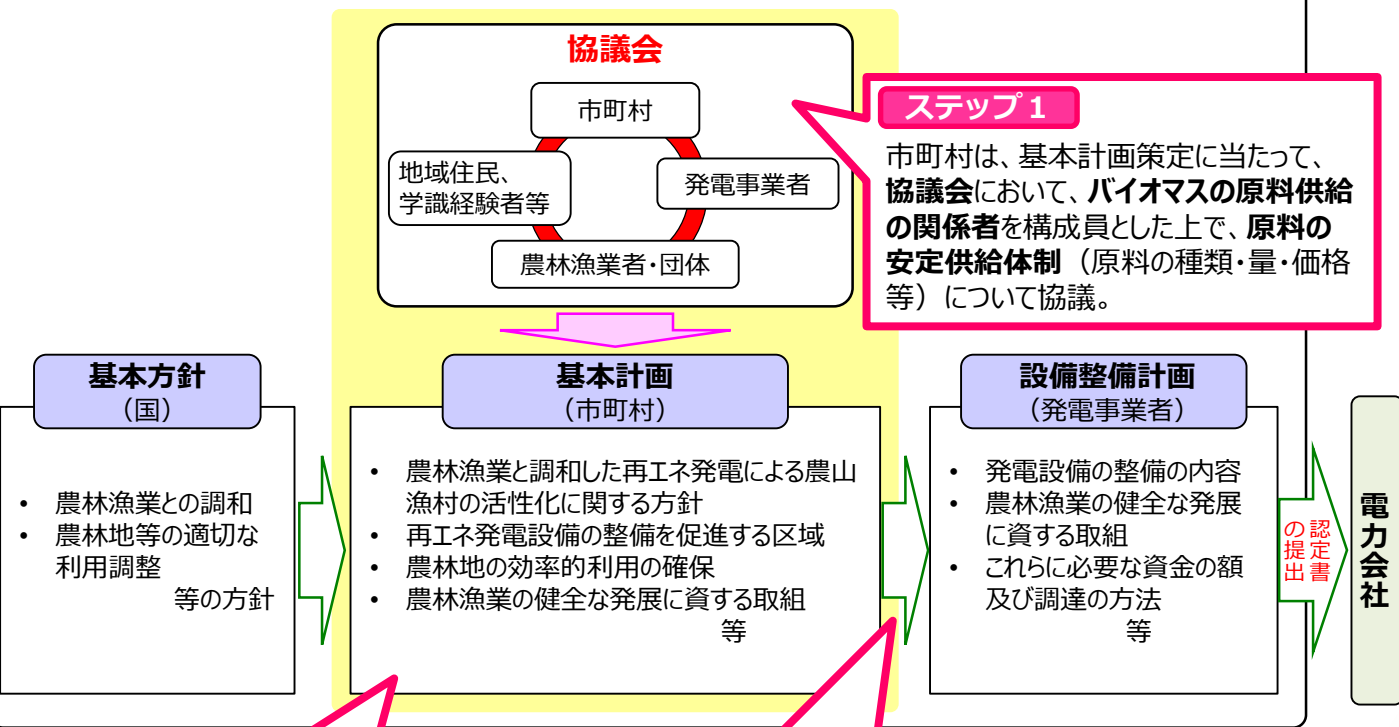


農山漁村再生可能エネルギー法を活用して

バイオマス発電に取り組みませんか

- ◆ **農山漁村再生可能エネルギー法**は、地域の未利用の資源を生かした再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化を図るものです。
- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用して**バイオマスの安定供給体制を構築**することは、**事業の持続性・安定性の向上**につながります。
- ◆ **発電事業者**は、この法律に基づき、以下の3つのステップを経て**市町村の認定**を受け、適切に**フォローアップ**を受けることで、**固定価格買取制度**における「**地域資源バイオマス発電**」の要件を満たすものとみなされます（詳細は裏面👉）。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



ステップ2

市町村は「農山漁村の活性化に関する方針」として**地域に存するバイオマスを主に活用するもの**（※）を**促進**することを記載した基本計画を策定。

※当該発電により得られる電気の量に占める**地域に存するバイオマス**を変換して得られる電気の量の割合について**年間を通じて原則8割以上確保**するもの。

ステップ3

発電事業者は、基本計画に沿って設備整備計画を作成し、申請。市町村は以下の点を確認して認定。

- ① **地域に存するバイオマスを主に活用するもの**となっていること
- ② **地域の合意**が図られていること
- ③ **原料の安定供給体制**が構築されていること

フォローアップ

認定後、市町村が、**設備整備計画通りに事業が実施**されているか、**バイオマス比率計算方法書**等で確認。

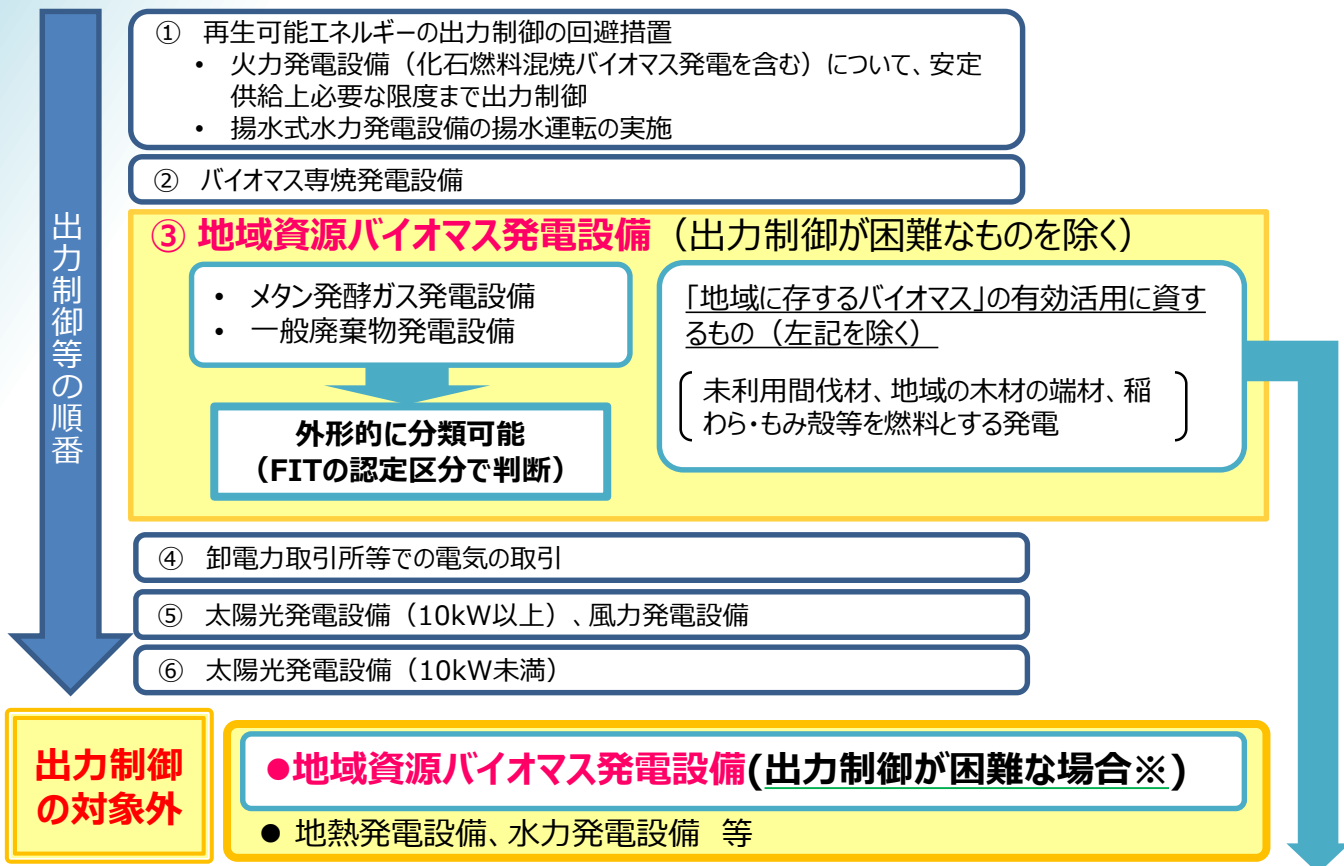
（木質バイオマス発電の場合）
「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況を確認。

【留意事項】

- ✓ 地域に存するバイオマスの利用比率が8割未満となるなど、認定設備整備計画に従って事業が行われていない場合には、市町村が指導を行い、それでもなお改善が見込まれない場合等には、認定が取り消されることとなります。
- ✓ **既に電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所**も、この法律に基づき、**市町村の認定を受けることが可能**です。

- ◆ 「**地域資源バイオマス発電設備**」と認められたバイオマス専焼発電設備は、固定価格買取制度における**出力制御ルール上の優遇措置**を受けられます。
- ◆ **農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の認定**を受けることにより、「**地域資源バイオマス発電設備**」の要件を満たすことができます。

再生可能エネルギーの供給が過剰になったときの出力制御のイメージ



以下の4つの要件を満たすことを電力会社に証明する必要があります！

- ① 地域に存するバイオマスを主に活用するもの
- ② 地域の関係者の合意を得ていること
- ③ 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること
- ④ ①～③の要件が満たされていることを事後的に確認できる体制が確立されていること

※接続契約時に電力会社に対し、「**出力制御が困難である**」ことを年間の発電計画や発電設備の仕様等により、

- ①稼働率が高く、燃料を保管できる発電仕様になっていないこと
- ②未利用間伐材等を主な燃料としていること等を説明した上で、計画に沿って運転を継続。（詳細については固定価格買取制度：よくある質問を参照ください）

バイオマス発電事業者は、市町村から **農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定**を受け、認定通知書を電力会社に示すことで、**上記の4要件を満たすもの**とみなされます。

詳細については以下もご参照ください

- 出力制御について（経済産業省 固定価格買取制度：よくある質問）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html
- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用について（農林水産省）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>